

証券コード 3922

2025年5月12日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号

株式会社 P R T I M E S

代表取締役社長 山 口 拓 己

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び以下の各ウェブサイト「第20回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://prtimes.co.jp/ir/meeting.html>

当社コーポレートサイト（prtimes.co.jp）にアクセスいただき、上部の「IR」、IRページ「株式について」欄より「株主総会」を順に選択いただくことでも、上記ウェブサイトをご確認することが可能です。

[上場会社情報サービス（東京証券取引所）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「P R T I M E S」又は「コード」に当社証券コード「3922」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

[株主総会ポータル（三井住友信託銀行）]

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/3922/teiiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月26日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月27日(火曜日) 午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ8階 株式会社PR TIMES 本社オフィス内
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 開催方法 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会
(会場での株主総会の出席に加え、当日会場にお越しいただくことなく、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」(以下、「バーチャル出席」)をすることができます。)
4. 目的事項
報告事項
 1. 第20期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)計算書類報告の件
5. 決議事項
 - 第1号議案 剰余金配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
6. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使につきましては、本通知の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。
 - (2) 書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載していない事項につきましては、本通知の「交付書面に記載しない事項」をご確認ください。
 - (3) 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。
 - (4) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以上

交付書面に記載しない事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

連結計算書類の以下の事項

- ・連結注記表

計算書類の以下の事項

- ・個別注記表



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませ
すようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受
付にご提出ください。

日 時

2025年5月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2025年5月26日（月曜日）
午後7時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示のう
え、ご返送ください。

行使期限

2025年5月26日（月曜日）
午後7時到着分まで

※機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（可取欄）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

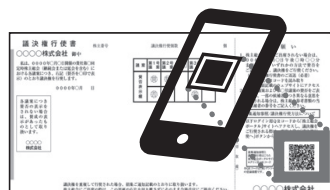
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年5月26日（月）午後7時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータル*トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトからも議決権行使が可能です。 ▶<https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年5月12日（月）午前0時から
5月22日（木）午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※事前質問の範囲は、本総会における目的事項に関連する事項に限られること、質疑応答時間に限りがございますので、いただいたご質問のすべてにご回答しかねる場合があることについては、あらかじめご了承ください。

また、事前質問は、お一人様2問まで（1回当たり最大300文字まで）とさせていただきます。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

ぜひQ&Aも
（受付時間 9時～21時）ご確認ください。



バーチャル出席される株主様へのご案内

本株主総会は、実際の会場にご来場いただくほか、インターネット等の手段を用いてバーチャル出席することによって、議決権の行使等が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となっております。バーチャル出席の方法等につきましては、以下をご確認ください。

1. バーチャル出席の方法

(1) バーチャル出席を希望される株主様は、次の株主様専用ウェブサイトより、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインください。

・株主様専用ウェブサイト：<https://3922.ksoukai.jp>

※バーチャル出席される株主様は、事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします。

・事前確認可能期間：2025年5月2日（金曜日）午前0時から同年5月27日（火曜日）午前9時まで

(2) 株主様専用ウェブサイトにて「出席を申し込む」ボタンを押下してください。

(3) 出席申込みフォームで、「バーチャル出席」を選択し、「申し込む」ボタンを押下してください。

(4) 開場時間になりましたら「出席」ボタンが活性化いたします。「出席」ボタンを押下して、バーチャル出席してください。

2. ご質問の方法・取扱い

総会当日にご質問を希望される場合には、議長の指示に従い、質問を行っていただきますようお願いいたします。

総会当日のご質問の方法は、次のとおりです。

(1) ライブ配信画面の「質疑」のタブをクリックします。

(2) ご質問をテキスト形式でご入力いただき、「次へ」ボタンを押下します。

(3) 内容をご確認の上、「送信する」ボタンを押下します。

バーチャル出席株主様による質問の範囲は、本総会における目的事項に関連する事項に限られること、質疑応答時間に限りがございますので、いただいたご質問のすべてにご回答しかねる場合があることについては、あらかじめご了承ください。また、バーチャル出席株主様からのご質問は、お一人様2問まで（1回当たり最大300文字まで）とさせていただきます。

なお、同じ質問を多数回連続して送信したり、不適切な内容を含む質問を繰り返して送信したりするなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると議長が判断した場合には、その指揮命令に従い、当該バーチャル出席株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 動議の取扱い

動議につきましては、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合がある

ため、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様は会場出席ください。

また、同様に、総会当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いに準じて、棄権又は欠席として取扱うことになりますので、あらかじめご了承ください。

4. 議決権の行使方法

バーチャル出席株主様は、総会当日、議事の内容をご覧ください。議決権を行使いただくことが可能です。

議決権を行使いただくための手順は、次のとおりです。

※あらかじめ上述の「1. バーチャル出席の方法」をご参照のうえ、出席申込みをお願いいたします。

(1) ライブ配信画面の「議決権行使」のタブをクリックします。

(2) 決議事項について、「賛成」又は「反対」を選択ください。すべての決議事項に対して「賛成」又は「反対」ボタンを押下した後、下部の「行使する」ボタンを押下します。

5. その他の注意事項

(1) バーチャル出席に対応している言語は、日本語になりますことをご了承ください。

(2) 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行います。通信障害等により、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合がございます。当社としては、これらによってバーチャル出席株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

(3) バーチャル出席用のURL及びID・パスワードを第三者と共有すること、本総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

(4) 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただきます。

(5) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト

(<https://prtimes.co.jp/ir/meeting.html>)

においてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

(6) ライブ配信の映像品質は、ご視聴のインターネット通信環境に応じて自動調整されます。ご視聴中に通信環境の悪化などにより映像品質が低下することがありますので、あらかじめご了承ください。

6. お問い合わせ先

バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応していますので、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、後述の窓口までお問い合わせください。

なお、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主様側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

また、バーチャル出席用のID・パスワードが不明な場合は、それらを記載した用紙をご登録の住所に送付いたします。総会開催日の5営業日前（2025年5月20日（火曜日）午後5時）まで、発行受付が可能です。ID・パスワードについて、電話でのご回答はいたしかねますので、ご了承ください。

＜バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ＞

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041（受付：午前9時～午後5時。土日休日を除きます。）

＜バーチャル株主総会当日のログイン後のシステムに関するお問い合わせ＞

株式会社ブイキューブ

03-6833-6239（受付：2025年5月27日（火曜日）午前9時～株主総会終了）

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）の当社グループにおきましては、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを実現するため、引き続き主力事業であるプレスリリース配信サービス「PR TIMES」の基盤強化、SaaS型ビジネス向けツールの「Jooto」及び「Tayori」の事業成長に向けた活動を中心に認知度向上並びに新たな顧客層の獲得を目指してまいりました。

「PR TIMES」の利用企業社数は108,605社（前連結会計年度比15.2%増）に達し、国内上場企業のうち61.5%の企業にご利用いただいております。プレスリリース件数は2024年10月に過去最高となる月間39,816件を記録しております。また、配信先媒体数は10,892媒体、メディアユーザー数は27,521名、パートナーメディア数は261媒体となり、プレスリリースの月間サイト閲覧数は2023年8月に過去最高となる8,984万PVを記録しております。

タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」とカスタマーサポートツール「Tayori」は、有料利用数及び平均利用単価を重要指標として利用拡大及びサービス向上に取り組んでまいりました。その結果、「Jooto」の有料利用数は2,562社（前連結会計年度比40.2%増）、1社あたりの平均利用単価は9,945円（前連結会計年度比26.9%増）となり、「Tayori」の有料利用数は1,399アカウント（前連結会計年度比24.1%増）、1アカウントあたりの平均利用単価は7,490円（前連結会計年度比7.1%増）となりました。なお、「Jooto」は中間連結会計期間において一部料金プランを変更したことにより、有料利用数が増加しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は8,003,435千円（前連結会計年度比17.1%増）、EBITDAは2,174,339千円（前連結会計年度比12.9%増）、営業利益は1,877,328千円（前連結会計年度比7.5%増）、経常利益は1,873,309千円（前連結会計年度比9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,118,896千円（前連結会計年度比3.7%減）となりました。なお、当連結会計年度より、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額＋株式報酬費用）を開示しております。

当社グループの報告セグメントにおける「プレスリリース配信事業」の比率が極めて高く、上記の事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施いたしました設備投資の金額は274,692千円であります。主として、既存サービスの増強であります。これらの結果、当連結会計年度末の固定資産残高は1,645,911千円となりました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 自2021年3月1日 至2022年2月28日	第18期 自2022年3月1日 至2023年2月28日	第19期 自2023年3月1日 至2024年2月29日	第20期 (当連結会計年度) 自2024年3月1日 至2025年2月28日
売上高(千円)	4,854,526	5,706,238	6,836,966	8,003,435
経常利益(千円)	1,833,592	1,188,704	1,717,188	1,873,309
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,281,285	777,782	1,161,386	1,118,896
1株当たり当期純利益(円)	96.96	57.96	86.60	83.17
総資産(千円)	4,831,057	5,265,368	7,071,492	8,241,684
純資産(千円)	3,740,240	4,466,515	5,662,903	6,904,499
1株当たり純資産額(円)	278.52	333.01	421.20	506.74

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。なお、財産及び損益の状況に与える影響はありません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 自2021年3月1日 至2022年2月28日	第18期 自2022年3月1日 至2023年2月28日	第19期 自2023年3月1日 至2024年2月29日	第20期 (当事業年度) 自2024年3月1日 至2025年2月28日
売上高(千円)	4,842,403	5,670,472	6,531,352	7,282,865
経常利益(千円)	1,851,831	1,189,135	1,743,299	1,772,506
当期純利益(千円)	1,286,638	778,362	1,183,173	1,133,526
1株当たり当期純利益(円)	97.37	58.00	88.23	84.25
総資産(千円)	4,830,398	5,265,703	7,007,246	8,166,519
純資産(千円)	3,745,014	4,471,899	5,690,014	6,946,248
1株当たり純資産額(円)	278.91	333.45	423.26	509.88

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。なお、財産及び損益の状況に与える影響はありません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
(株) ベ ク ト ル	3,038,771千円	55.4%	プレスリリース配信サービスの提供

(注) 議決権比率は、発行済株式の総数から自己株式(23,908株)を控除して計算しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上または営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) T H E B R I D G E	15,000千円	95%	スタートアップメディア「BRIDGE」の運営及びこれに付随する一切の事業
(株) グ ル コ ー ス	12,000千円	100%	コンピューター用ソフトウェア/ハードウェアの企画及び開発、販売、保守等
(株) N A V I C U S	100千円	70%	SNSマーケティング支援、SNS広告運用支援、SNS分析ツール代理販売

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションの実現を目指しております。対処すべき主要な課題は、次のように認識しております。

「PR TIMES」は2024年6月に累計のプレスリリース件数が200万件を超え、7月には累計の利用企業社数が10万社を突破いたしました。プレスリリースは報道向け素材資料であり、事実に基づいた公式な情報ですが、大きな変化を起こしつつあります。近年プレスリリースから、人の息遣いや、物語を感じられるようになってきました。時に人の心を揺さぶる、社会に響くプレスリリースを活用することで、事業と組織に好影響を与えられる事業者はまだまだ全国に多くいらっしゃいますが、「PR TIMES」の活用はまだ一部に留まっていると考えております。地域や企業規模の垣根を越えて「PR TIMES」を活用いただき、一人ひとりの行動から社会が動く実感を持てる社会を目指し、事業を展開してまいります。

2021年以降、収益の柱を担っている「PR TIMES」から投資先行型のSaaS事業へ経営資源を配分し、ポートフォリオを広げつつあります。その過程で、事業セグメントをまたぐ部署異動や配置転換など人的交流が増え、組織全体の活力向上に寄与しています。新たな挑戦や試行錯誤という言葉逃げ道にせず、常に意味のある取り組みであるかを検証し、無駄をそぎ落としながら利益体質を堅持してまいります。また、AIの台頭により、当社SaaS事業の「Jooto」と「Tayori」にとってタスクを自律的に遂行しうるAI Agentは大きな事業機会となっており、好機を活かした事業成長を図ってまいります。

当社グループは2021年4月13日に公表いたしました中期経営目標「Milestone 2025」の最終年度を迎えます。売上高の19期連続増収と営業利益の2期連続での過去最高更新を目指すとともに、収益力をさらに一段階高める重要な1年と位置づけております。財務目標として掲げる営業利益35億円は現時点では乖離がある野心的な設定であるものの、あくまで通過点にすぎないと位置づけ、引き続き当社グループ一丸となって達成に向けて取り組んでまいります。そして、2030年度に向けて新たな野心的な目標を掲げられるようにいたします。当社グループはこれまで、自らの収益力を武器に、単年度では採算が合わない投資にも踏み込みながら、中長期的な競争優位を築き、収益力を向上させ、さらに再投資へとつなげるサイ

クルを確立してまいりました。次期においては、こうした投資サイクルのスピードと質をさらに高め、経営力を強化する絶好の機会と捉えております。

当社は創業以来続けてきた無配方針を改め、初めての配当を実施する見通しとなりました。とはいえ、今回の初配当はゴールではなく、新たなスタートラインにすぎません。配当を始めたからといって当社が成熟企業になったわけではなく、今後も積極的かつ規律ある投資を重ね、持続的な成長と利益の拡大を両立してまいります。そして株主の皆様には、その成果を累進配当によって每期実感していただきたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

事業区分	事業内容
プレスリリース配信事業	当社サービス（PR TIMES）の運営その他関連事業
その他	システム開発事業、SNSマーケティング支援事業

(6) 主要な事業所（2025年2月28日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区赤坂一丁目11番44号

② 子会社

会社名	所在地
(株) THE BRIDGE	東京都港区赤坂一丁目11番44号
(株) グルコース	東京都港区六本木五丁目18番2号
(株) NAVICUS	東京都千代田区神田練堀町73

(7) 使用人の状況（2025年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プレスリリース配信事業	114（86）名	10名増（3名減）
その他の	88（1）名	13名増（1名増）
全社（共通）	16（18）名	1名減（3名増）
合計	218（105）名	22名増（1名増）

- （注） 1. 使用人数は正社員の期末在籍者数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、当社管理部門の使用人数であります。
3. 前連結会計年度末に比べて使用人数が増加しておりますが、業容拡大に伴う採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129（104）名	10名増（－）	30.8歳	3.3年

- （注） 1. 使用人数は正社員の期末在籍者数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員の期末在籍者数を基に算出しております。
3. 前事業年度末に比べて使用人数が増加しておりますが、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,502,238株（自己株式23,908株を含む。）
- ③ 株主数 9,669名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ベ ク ト ル	7,465,400株	55.39%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,016,300	7.54
山 口 拓 己	819,358	6.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	681,700	5.06
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	300,000	2.23
野 村 證 券 株 式 会 社	184,010	1.37
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	152,798	1.13
J P L L C C L I E N T A S S E T S - S K J	131,700	0.98
三 島 映 拓	119,766	0.89
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	117,800	0.87

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（23,908株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	13,981株	2名
社 外 取 締 役	一株	一名
監 査 役	一株	一名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

第5回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2021年4月13日
新 株 予 約 権 の 数	390個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 39,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	39,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 375,000円 (1株あたり 3,750円)
権 利 行 使 期 間	2027年6月1日から 2033年4月30日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 数 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1名 390個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 2,800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち50%
 - (b) 3,150百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち75%
 - (c) 3,500百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第7回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2023年5月25日
新 株 予 約 権 の 数	460個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 46,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	414,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 142,600円 (1株あたり 1,426円)
権 利 行 使 期 間	2026年6月1日から 2031年5月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1名 460個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2026年2月期における有価証券報告書に記載された連結損益計算書の営業利益の額が2,500百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第9回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2023年7月13日
新 株 予 約 権 の 数	958個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 95,800株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	287,400円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 142,700円 (1株あたり 1,427円)
権 利 行 使 期 間	2027年6月1日から 2031年5月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	当社取締役 1名 148個 当社使用人 58名 706個 子会社取締役 4名 80個 子会社使用人 12名 24個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 2,800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち50%
 - (b) 3,150百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち75%
 - (c) 3,500百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時において当社または当社関係会社における在任年数／勤続年数（企業買収により当社子会社の役員または従業員となった場合は、買収の効力発生日またはクロージング日からの在任年数／勤続年数）が5年以上であることを要する。ただし、任期满了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、割当契約書にてベスティング条項を設定する。

- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

第10回新株予約権

区 分	新 株 予 約 権 の 内 容		
発 行 決 議 日	2023年 7 月 13 日		
新 株 予 約 権 の 数	958個		
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式	95,800株	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	862,200円		
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個あたり	142,700円	(1 株あたり 1,427円)
権 利 行 使 期 間	2026年 6 月 1 日から 2031年 5 月 31 日まで		
行 使 の 条 件	(注)		
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	当社取締役	1 名	148個
	当社使用人	58名	706個
	子会社取締役	4 名	80個
	子会社使用人	12名	24個

(注) 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2026年2月期における有価証券報告書に記載された連結損益計算書の営業利益の額が2,500百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時において当社または当社関係会社における在任年数／勤続年数（企業買収により当社子会社の役員または従業員となった場合は、買収の効力発生日またはクロージング日からの在任年数／勤続年数）が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、割当契約書にてベスティング条項を設定する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	山 口 拓 己	(株)グルコース 取締役 (株)NAVICUS 取締役
取 締 役	三 島 映 拓	PR・HR本部長 (株)THE BRIDGE 取締役
取 締 役	鈴 木 啓 太	AuB(株) 代表取締役
取 締 役	小 澤 浩 子	九州旅客鉄道(株) 社外取締役 サンコール(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	高 田 裕 久	高田会計事務所 所長 (株)日水コン 社外取締役監査等 委員
監 査 役	田 中 紀 行	法律事務所SAIL 所長 一般財団法人日本製菓医学会 評議員 (株)TRIAD 社外監査役 アクセルマーク(株) 監査等委員
監 査 役	藤 田 利 之	(株)パワーエックス 執行役CFO

- (注) 1. 取締役鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役高田裕久氏、監査役田中紀行氏及び藤田利之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役高田裕久氏及び監査役藤田利之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田中紀行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役鈴木啓太氏、取締役小澤浩子氏、常勤監査役高田裕久氏、監査役田中紀行氏及び監査役藤田利之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年2月28日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山 田 真 輔	Jooto事業部長
執 行 役 員	竹 内 一 浩	Tayori事業部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を以下の内容で保険会社と締結しております。

被 保 険 者 の 範 囲	取締役及び監査役
主 な 補 償 対 象 事 故	株主代表訴訟、法人有価証券賠償請求
保 険 料 負 担	全額当社負担
主 な 免 責 事 由 等	被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為、違法に得た私的利益または便宜供与

④ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	譲渡制限付 株式報酬 (千円)	支給人員 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	101,816 (13,650)	80,262 (13,650)	21,554 (一)	5 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	— (一)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	115,616 (27,450)	94,062 (27,450)	21,554 (一)	8 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年5月26日開催の第16回定時株主総会において基本報酬は年額200百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内）として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であります。また、2024年5月29日開催の第19回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬は年額120百万円以内（うち社外取締役は年額24百万円以内）として決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）であります。譲渡制限付株式報酬には当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年7月16日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 方針の決定方法

個人別の報酬等の内容についての決定方針については、2021年4月13日開催の取締役会にて決定しております。

2. 方針の概要

取締役の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。2021年5月26日開催の第16回定時株主総会において、基本報酬は年額200百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内）、2024年5月29日開催の第19回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬は年額120百万円以内（うち社外取締役は年額24百万円以内）として決議をいただいております。取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。

各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において定め、指名報酬委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて、取締役会にて決定しております。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役鈴木啓太氏は、AuB株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役小澤浩子氏は、九州旅客鉄道株式会社、サンコール株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 監査役高田裕久氏は、高田会計事務所の所長であります。また、株式会社日水コンの社外取締役監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ④ 監査役田中紀行氏は、法律事務所SAILの所長であります。また、一般財団法人日本製薬医学会の評議員、株式会社TRIADの社外監査役、アクセルマーク株式会社の監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ⑤ 監査役藤田利之氏は、株式会社パワーエックスの執行役CF0であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木 啓 太	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。 プロアスリートや経営者としての幅広い経験や見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 小 澤 浩 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。 経営者としての幅広い経験やダイバーシティに関する知見を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、上記の経験や知見に基づき、役員の後継者計画や役員報酬の内容、役員指名の方針等に関して積極的に意見を述べるなど、これらの客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。
常 勤 監査役 高 田 裕 久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。
監査役 田 中 紀 行	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
監査役 藤 田 利 之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回（出席率92％）に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回（出席率92％）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に加えて事業会社の財務責任者としての豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第3項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを順守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
2. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
3. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて委員会メンバーは、再発防止策の展開等の活動を推進します。
4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、コンプライアンス内部通報窓口を設け、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき適切な運用を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故や不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。

2. 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的または物的被害を予防、軽減しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
2. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。

4. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の順法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

5. その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会及び内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

イ) 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。

ロ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

ハ) 「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、コンプライアンス内部通報窓口を設置しております。

2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ) 監査役は、子会社の稟議書や計算書類を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。

ロ) 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。

⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス内部通報規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。

監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- ⑭ 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては定時監査役会を12回、臨時監査役会を1回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」に基づき、全ての役職員が法令順守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、コンプライアンス内部通報窓口を社内に設置し、その運用を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2016年の株式上場以来、無配方針を継続し、内部留保資金を積み上げながら積極的な投資を行い、事業成長と利益向上に注力してまいりました。今後も積極的かつ規律ある投資により、持続的な売上高の成長及び営業利益の拡大を両立する方針は変わりませんが、18期連続増収黒字という堅実な実績に加え、将来にわたる成長可能性とキャッシュ・フロー創出力の確立を踏まえ、株主の皆様へも確かな還元を示すことで、長期的かつ持続的な信頼関係を強化したいと考え、DOE（株主資本配当率）2%以上を基準とした配当を実施する方針であります。

DOE基準の導入により、当社は自己資本の成長力を背景に、配当額を業績や財務健全性と連動させる仕組みを打ち出してまいります。単なる一過性の配当ではなく、資本収益性と財務健全性を背景に、これまで蓄積してきた利益の実績に応じて配当額を引き上げる「累進配当」を志向してまいります。

なお、自己株式の取得については、投資戦略に柔軟な選択肢を持つため、一定株数を保有しておりますが、従業員等の新株予約権の行使や譲渡制限付株式報酬の株式割当においては、新株を発行する方針であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年 2 月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,595,773	流 動 負 債	1,335,681
現金及び預金	5,605,260	支払手形及び買掛金	87,398
受取手形、売掛金及び契約資産	832,349	リ ー ス 債 務	617
そ の 他	196,141	未 払 法 人 税 等	327,198
貸 倒 引 当 金	△37,979	契 約 負 債	264,210
固 定 資 産	1,645,911	賞 与 引 当 金	66,285
有 形 固 定 資 産	282,585	株 主 優 待 引 当 金	40,320
建物及び構築物	262,405	そ の 他	549,650
工具、器具及び備品	204,272	固 定 負 債	1,504
リ ー ス 資 産	10,456	リ ー ス 債 務	1,385
減価償却累計額	△194,548	そ の 他	119
無 形 固 定 資 産	454,179	負 債 合 計	1,337,185
の れ ん	95,486	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	351,772	株 主 資 本	6,826,422
ソフトウェア仮勘定	6,490	資 本 金	446,317
そ の 他	430	資 本 剰 余 金	421,317
投資その他の資産	909,146	利 益 剰 余 金	6,010,403
投資有価証券	70,799	自 己 株 式	△51,616
出 資 金	115,557	その他の包括利益累計額	3,528
敷金及び保証金	105,191	その他有価証券評価差額金	3,528
繰延税金資産	204,185	新 株 予 約 権	73,946
そ の 他	413,412	非 支 配 株 主 持 分	601
資 産 合 計	8,241,684	純 資 産 合 計	6,904,499
		負 債 純 資 産 合 計	8,241,684

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,003,435
売上原価		1,281,494
売上総利益		6,721,941
販売費及び一般管理費		4,844,612
営業利益		1,877,328
営業外収益		
受取利息	85	
償却債権取立益	1,217	
その他	1,008	2,311
営業外費用		
支払利息	619	
出資金運用損	3,078	
その他	2,632	6,330
経常利益		1,873,309
特別損失		
減損損失	99,118	
投資有価証券評価損	110,066	209,185
税金等調整前当期純利益		1,664,123
法人税、住民税及び事業税	605,060	
法人税等調整額	△59,823	545,236
当期純利益		1,118,887
非支配株主に帰属する当期純損失		8
親会社株主に帰属する当期純利益		1,118,896

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	422,717	397,717	4,891,507	△51,302	5,660,638
当連結会計年度変動額					
新株の発行	23,600	23,600			47,200
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,118,896		1,118,896
自己株式の取得				△313	△313
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	23,600	23,600	1,118,896	△313	1,165,783
当連結会計年度末残高	446,317	421,317	6,010,403	△51,616	6,826,422

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	—	—	1,654	610	5,662,903
当連結会計年度変動額					
新株の発行					47,200
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,118,896
自己株式の取得					△313
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）	3,528	3,528	72,292	△8	75,812
当連結会計年度変動額合計	3,528	3,528	72,292	△8	1,241,595
当連結会計年度末残高	3,528	3,528	73,946	601	6,904,499

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,342,610	流 動 負 債	1,218,885
現金及び預金	5,374,883	買 掛 金	78,973
受 取 手 形	304	リ ー ス 債 務	617
売 掛 金	730,092	未 払 金	331,011
前 払 費 用	163,394	未 払 費 用	51,335
そ の 他	120,311	未 払 法 人 税 等	299,653
貸 倒 引 当 金	△46,376	預 り 金	10,549
固 定 資 産	1,823,909	契 約 負 債	264,186
有 形 固 定 資 産	268,767	賞 与 引 当 金	55,000
建物及び構築物	204,253	株 主 優 待 引 当 金	40,320
工具、器具及び備品	62,786	そ の 他	87,238
リ ー ス 資 産	1,727	固 定 負 債	1,385
無 形 固 定 資 産	358,693	リ ー ス 債 務	1,385
ソフトウェア	351,772	負 債 合 計	1,220,270
ソフトウェア仮勘定	6,490	純 資 産 の 部	
そ の 他	430	株 主 資 本	6,868,773
投資その他の資産	1,196,448	資 本 金	446,317
投資有価証券	70,799	資 本 剰 余 金	421,317
関係会社株式	263,033	資 本 準 備 金	421,317
出 資 金	115,557	利 益 剰 余 金	6,052,754
関係会社長期貸付金	90,000	その他利益剰余金	6,052,754
敷金及び保証金	100,814	繰越利益剰余金	6,052,754
繰延税金資産	261,260	自 己 株 式	△51,616
そ の 他	384,983	評価・換算差額等	3,528
貸 倒 引 当 金	△90,000	その他有価証券評価差額金	3,528
資 産 合 計	8,166,519	新 株 予 約 権	73,946
		純 資 産 合 計	6,946,248
		負 債 純 資 産 合 計	8,166,519

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,282,865
売 上 原 価		944,993
売 上 総 利 益		6,337,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,463,182
営 業 利 益		1,874,689
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	689	
償 却 債 権 取 立 益	1,217	
そ の 他	547	2,453
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	616	
出 資 金 運 用 損	3,078	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	99,210	
そ の 他	1,730	104,636
経 常 利 益		1,772,506
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	110,066	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	69,999	180,066
税 引 前 当 期 純 利 益		1,592,439
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	575,738	
法 人 税 等 調 整 額	△116,825	458,913
当 期 純 利 益		1,133,526

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
				繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	422,717	397,717	397,717	4,919,228	4,919,228	△51,302
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	23,600	23,600	23,600			
当 期 純 利 益				1,133,526	1,133,526	
自 己 株 式 の 取 得						△313
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	23,600	23,600	23,600	1,133,526	1,133,526	△313
当 期 末 残 高	446,317	421,317	421,317	6,052,754	6,052,754	△51,616

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	5,688,360	—	—	1,654	5,690,014
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	47,200				47,200
当 期 純 利 益	1,133,526				1,133,526
自 己 株 式 の 取 得	△313				△313
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		3,528	3,528	72,292	75,821
当 期 変 動 額 合 計	1,180,413	3,528	3,528	72,292	1,256,234
当 期 末 残 高	6,868,773	3,528	3,528	73,946	6,946,248

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社PR TIMES

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 稲 野 辺 研

公認会計士 石 川 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社PR TIMESの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PR TIMES及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 稲 野 辺 研

公認会計士 石 川 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P R T I M E S の2024年3月1日から2025年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に状況に応じてオンライン形式も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社 P R T I M E S 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 高 田 裕 久 ⑩

監 査 役（社外監査役） 田 中 紀 行 ⑩

監 査 役（社外監査役） 藤 田 利 之 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、内部留保の再投資による持続的な事業成長と収益拡大、そして株主還元の良い循環を目指して、DOE(株主資本配当率※) 2%以上を基準に累進配当を志向し、配当を実施する方針です。

※DOE(株主資本配当率) : $\text{年間配当総額} \div \text{株主資本} \times 100$

上記の方針に従い、期末配当については次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円30銭(総額138,826,799円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

配当を受領する権利を保有する株主の皆様への利便性を考慮し、配当の除斥期間を3年から5年に延長するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 47 条(配当金等の除斥期間) 配当財産は、交付開始の日から満 <u>3</u> 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。	第 47 条(配当金等の除斥期間) 配当財産は、交付開始の日から満 <u>5</u> 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、社外取締役4名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。また、引き続き、女性取締役を候補者とすることにより、取締役会の一層の多様性を進めます。

なお、本議案が原案通り承認された場合、社外取締役は過半数となります。

1. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1 重任	やま ぐち たく み 山 口 拓 己 (1974年1月12日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	1996年4月 山一証券(株)入社 1997年4月 (株)ガルフネットコミュニケーション入社 1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株)) 入社 2006年3月 (株)ベクトル入社 2006年6月 同社取締役就任 2007年1月 当社取締役就任 2009年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 2011年6月 (株)セカンドニュース代表取締役就任 (株)ストレートプレスネットワーク(現(株)PR TIMESと合併) 代表取締役就任 2016年10月 (株)PRリサーチ(現(株)PR TIMESと合併) 取締役就任 2020年1月 (株)グッドパッチ社外取締役就任 2023年3月 (株)グルコース取締役就任(現任) 2023年12月 (株)NAVICUS取締役就任(現在)	819,358株
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社の創業当初から取締役として経営に参画し、2009年に代表取締役就任以降は経営者として当社の成長に多大な貢献を果たしてきました。 かかる実績に基づき、当社の今後のさらなる成長、発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2 重任	三 島 映 拓 (1980年3月26日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	2005年3月 (株)ベクトル入社 2007年8月 当社入社 2015年3月 当社執行役員サービス本部長就任 2017年5月 当社取締役経営企画本部長就任 2019年10月 当社取締役経営管理本部長就任 2022年12月 (株)THE BRIDGE取締役就任(現任) 2023年9月 当社取締役PR・HR本部長就任 2025年4月 当社取締役PR本部長就任 (現任)	119,766株
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社の創業期からサービス事業に関与し、取締役就任後は経営企画本部長、経営管理本部長を歴任し、当社において幅広い業務執行を行うとともに、中長期的な経営意思決定に携わった経験を有しています。 かかる実績に基づき、当社の今後のさらなる成長、発展のために取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3 重任 社外 独立	鈴 木 啓 太 (1981年7月8日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	2000年2月 浦和レッドダイヤモンドズ入団 2015年10月 AuB(株)代表取締役就任(現任) 2016年1月 浦和レッドダイヤモンドズ退団、現役引退 2016年9月 (株)ランシステム社外取締役就任 2020年5月 当社社外取締役就任(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 元プロサッカー選手として日本代表(A代表)に招集されるなど活躍をされ、現役引退後はパイオベンチャーのAuB株式会社を起業し、代表取締役として経営されております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。 かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者的観点からの助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
4 重任 社外 独立	お ざわ ひろ こ 小 澤 浩 子 (1961年12月15日生) 取締役会への出席回数 13回/13回	1985年 4 月 ソニー(株) (現ソニーグループ株 式会社) 入社 1991年 8 月 ソニー・ドイツ Personal Audio Product Manager就任 1997年12月 ソニー(株) (現ソニーグループ 株) 海外マーケティング本部 1999年 8 月 同社イベント&スポーツエンタ テインメント推進部 2001年 7 月 (株)ソニー・ピクチャーズエンタ テインメント出向 2007年 9 月 (株)AXNジャパン出向 取締役副社 長兼ゼネラルマネージャー就任 2008年10月 (株)ミステリチャンネル出向 取 締役副社長兼ゼネラルマネー ジャー就任 (兼任) 2015年 6 月 (株)アニマックスブロードキャス ト・ジャパン 社外取締役就任 (兼任) 2015年10月 (株)スター・チャンネル出向 代 表取締役副社長就任 2018年11月 (株)ソニー・ピクチャーズエンタ テインメントVice President 2021年 6 月 (株)ノジマ社外取締役就任 2022年 5 月 当社社外取締役就任 (現任) 2022年 5 月 (株)セシール社外取締役就任 2023年 3 月 (株)アウトソーシング社外取締役 就任 2023年 6 月 サンコール(株)社外取締役就任 (現任) 2024年 6 月 九州旅客鉄道(株)社外取締役就任 (現任)	2,900株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

ソニーグループのエンタテインメント企業で積んだ経営経験、海外事業経験や業界団体でのダイバーシティ推進活動の実績、多様な事業の運営を通して培ったマーケティング等に関する幅広い見識を有しております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。

かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者的観点からの助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
5 新任 社外 独立	すぎ もと てつ や 杉 本 哲 哉 (1967年 8 月19日生)	1992年 4 月 (株)リクルート入社 2000年 1 月 (株)マクロミル設立、代表取締役 就任 2004年 1 月 (株)マクロミル、東証マザーズに 上場 2005年 4 月 (株)マクロミル、東証一部へ市場 変更、代表取締役会長就任 2007年 4 月 法政大学キャリアデザイン学部 非常勤講師、早稲田大学ビジネス スクール招聘講師 2008年 5 月 経済同友会幹事就任、消費問題 委員会副委員長、早稲田大学名 誉賛助員 2009年 4 月 法政大学ビジネススクール イノ ベーション・マネジメント研究 科客員教授 2009年 7 月 (株)マクロミル代表取締役会長兼 社長就任 2011年 4 月 マクロミルチャイナ（明路市場 調査（上海）有限公司）設立 2012年 2 月 (株)グライダーアソシエイツ設 立、代表取締役社長就任（現 任） 2012年 8 月 韓国の調査会社エムブレインを 経営統合（現マクロミルエムブ レイン） 2013年12月 ベインキャピタルのTOB提案に賛 同、(株)マクロミルを株式非公開 化 2014年 7 月 (株)マクロミルの指名委員会等設 置会社移行に伴い、取締役会長 就任 2018年 4 月 事業構想大学院大学 特任教授 2024年11月 (株)マゼランメディカル設立、代 表取締役社長就任（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 ネットリサーチ最大手の(株)マクロミルを創業から4年で上場させ、グローバル化や競合 との経営統合を推し進めた上場企業経営の手腕、社会課題に対する鋭敏な感覚と見識、幅 広い事業経験に基づく的確な判断が、取締役会の議論を活性化させ、当社に中長期的な価 値をもたらすことを期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
6 新任 社外 独立	ふく たに なお ひさ 福 谷 尚 久 (1961年4月17日生)	1986年9月 国際連合（ニューヨーク本部） 国際平和年事務局勤務 1987年4月 三井銀行入行 1999年7月 さくら銀行 投資銀行DC企画（ニ ューヨーク）米州代表 2001年4月 三井住友銀行 投資銀行統括部 （ニューヨーク）米州代表 2001年7月 大和証券SMBC（シンガポール） Corporate Finance Head兼アジ ア太平洋M&A統括 2005年3月 GCA(株)（現Houlihan Lokey）入社 パートナー/マネージングディレ クター 2006年6月 JST(株)（東証二部）社外取締役 2012年9月 (株)ディーバ（現(株)アバントグル ープ：東証プライム）社外取締 役 2015年7月 プライスウォーターハウスクー パース(株)入社 パートナー就任 2019年7月 PwCアドバイザリー合同会社 パ ートナーCOO 2020年1月 (株)シェアードリサーチ 社外取締 役 2021年5月 PwCアドバイザリー合同会社 シ ニアアドバイザー（現任） 2021年5月 キエングローバル(株) 代表取締役 兼CEO（現任）	一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

銀行、証券会社、投資銀行等にて30年以上FA業務に従事し、海外企業の大型案件から国内中堅・中小企業まで多種多様なM&Aを成約に導いた経験、また、(株)アバントグループ等で上場企業の社外取締役を15年にわたり務めた経験から、当社の経営戦略の策定やガバナンスの強化に寄与することが期待されると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木啓太氏、小澤浩子氏、杉本哲哉氏及び福谷尚久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ5年及び3年となります。
4. 当社と社外取締役候補者である鈴木啓太氏及び小澤浩子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を既に締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1

項に定める最低責任限度額といたします。また、杉本哲哉氏及び福谷尚久氏が選任された場合も同様に同契約を締結する予定であります。

5. 当社は、鈴木啓太氏及び小澤浩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者が再任された場合には、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。また、杉本哲哉氏及び福谷尚久氏が選任された場合も、当社は独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び係争費用等の損害を補填することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が就任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に同内容で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田中紀行は、任期途中ではありますが、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
みなみ ち か 南 知 果 (1990年1月7日生) 新任 社外 独立	2015年12月 弁護士登録 2016年1月 西村あさひ法律事務所入所 2018年4月 法律事務所ZeLo入所 2021年7月 米国ペンシルベニア大学ロースクール留学 2022年11月 経済産業省大臣官房スタートアップ創出推進室 総括企画調整官 2025年1月 法律事務所ZeLo復帰	一株
【社外監査役候補者とした理由】 大手法律事務所、スタートアップ企業などを経て、経済産業省でスタートアップ政策を担当した経験から、法律の専門家の経験・知識に加え、事業者や政府など異なる立場を理解し、執行側と監査側の視点を行き来しながら、客観的な立場から監査機能を果たすことが期待されると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 南知果氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 南知果氏は、社外監査役候補者であります。

3. 南知果氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額といたします。

4. 南知果氏の選任がご承認いただけた場合、当社は同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保

険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び係争費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、南知果氏が監査役に就任された場合は、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。

以上

（ご参考）取締役及び監査役のスキルマトリックス

スキルマトリックスとは、取締役会が監督機能を発揮するために、重要な知識・経験・能力といった「スキル（専門性）」と「多様性」の組み合わせを一覧表にまとめたものです。各項目については、当社の事業特性や事業環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

氏名	役職	性別	上場企業の 代表者経験	PR（パブリック リレーションズ）	市場開拓・ マーケティング	事業開発・ イノベーション	グローバルで 戦い抜いた経験	財務・会計
山口 拓己	代表取締役社長	男性	○	○	○	○		○
三島 映拓	取締役 PR・HR本部長	男性		○				○
鈴木 啓太	取締役 （社外・独立）	男性			○	○	○	
小澤 浩子	取締役 （社外・独立）	女性			○		○	
杉本 哲哉	取締役 （社外・独立）	男性	○		○	○	○	
福谷 尚久	取締役 （社外・独立）	男性			○		○	○
高田 裕久	常勤監査役 （社外・独立）	男性						○
藤田 利之	監査役 （社外・独立）	男性						○
南 知果	監査役 （社外・独立）	女性						

氏名	役職	性別	法務	コンプライアンス・ 危機管理	組織・ 人材開発	テクノロジー 活用思考	当社ミッション 思考・文化醸成
山口 拓己	代表取締役社長	男性			○	○	○
三島 映拓	取締役 PR・HR本部長	男性	○	○	○	○	○
鈴木 啓太	取締役 （社外・独立）	男性			○		
小澤 浩子	取締役 （社外・独立）	女性			○		
杉本 哲哉	取締役 （社外・独立）	男性			○	○	
福谷 尚久	取締役 （社外・独立）	男性	○	○			
高田 裕久	常勤監査役 （社外・独立）	男性		○			
藤田 利之	監査役 （社外・独立）	男性		○			
南 知果	監査役 （社外・独立）	女性	○	○			

株主総会会場ご案内図

住所：東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ 8階
株式会社PR TIMES 本社オフィス内
電話番号 03-5770-7888



交通

▶東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅14番出口より徒歩1分
※迷いやすいため、ご注意ください。

(1)溜池山王駅「14番出口」が最寄りですが、改札から出口まで徒歩5分程です。

(2)「14番出口（地下2F）」に着きましたら、エスカレーターまたはエレベーターで地上（1F）にお進みください。

※地下1F直通の「赤坂インターシティAIR」は別の建物です。誤って入らないようご注意ください。

(3)地上に出て、植木のある細い道路を挟んだ向かい側に見える薄オレンジ色のビルが「赤坂インターシティ」です。

※大きな通り（六本木通り）沿いではありません。

(4)正面玄関は一つだけで、手前にPR TIMESロゴがございます。